

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案に対する修正案対照表

(傍線部分は、修正部分)

修正後	修正前
<p>目次</p> <p>第一章～第四章 (略)</p> <p>第五章 国の援助等(第二十六条・第二十七条)</p> <p>第六章 財務及び会計(第二十八条 第三十三条)</p> <p>第七章 監督(第三十四条 第三十六条)</p> <p>第八章 解散等(第三十七条・第三十八条)</p> <p>第九章 雑則(第三十九条 第四十一条)</p> <p>第十章 罰則(第四十二条 第四十九条)</p> <p>附則</p> <p>(機構の目的)</p> <p>第一条 株式会社農林漁業成長産業化支援機構は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展、農山漁村の活性化並びに農林漁業者の経営の安定向上を図るためには、国内外の多様な需要に応じた我が国農林漁業の安定的な成長発展を図ることが重要であることに鑑み、地域との調和に配慮しつつ、我が国農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、及び農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となるようにするため、農林漁業者が主</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章 (略)</p> <p>第五章 国の援助等(第二十六条)</p> <p>第六章 財務及び会計(第二十七条 第三十二条)</p> <p>第七章 監督(第三十三条 第三十五条)</p> <p>第八章 解散等(第三十六条・第三十七条)</p> <p>第九章 雑則(第三十八条)</p> <p>第十章 罰則(第三十九条 第四十五条)</p> <p>附則</p> <p>(機構の目的)</p> <p>第一条 株式会社農林漁業成長産業化支援機構は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展並びに農山漁村の活性化を図るためには、国内外の多様な需要に応じた我が国農林漁業の安定的な成長発展を図ることが重要であることに鑑み、我が国農林漁業が成長産業となるようにするため、農林漁業者が、農林水産物又は農林漁業の生産活動の特色を生かしつつ、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓、新たな販売の方式の導入若しくは販売の方式</p>

体となつて、農林水産物、農林漁業の生産活動又は農山漁村の特色を生かしつつ、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓、新たな販売の方式の導入若しくは販売の方式の改善、新役務の開発、提供若しくは需要の開拓又は農山漁村における再生可能エネルギーの開発、供給若しくは需要の開拓を行い、国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し資金供給その他の支援を行うことを目的とする株式会社とする。

(株式)

第三条 (略)

2 機構は、会社法(平成十七年法律第八十六号)第九十九条第一項に規定する募集株式(第四十八条第一号において「募集株式」という。)若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならぬ。

3 (略)

第八条 (略)

一・二 (略)

の改善又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行い、国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し資金供給その他の支援を行うことを目的とする株式会社とする。

(株式)

第三条 (略)

2 機構は、会社法(平成十七年法律第八十六号)第九十九条第一項に規定する募集株式(第四十四条第一号において「募集株式」という。)若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならぬ。

3 (略)

第八条 (略)

一・二 (略)

三 業務の運営が健全に行われ、第二十一条第一項第一号に規定する対象事業活動及び同号に規定する対象事業者に対し資金供給その他の支援を行う事業活動の推進に寄与することが確実にあると認められること。

2 (略)

(権限)

第十五条 (略)

一 第二十一条第一項第八号の規定により行う指導、勧告その他の措置の内容の決定

二 第二十三条第一項の対象事業活動支援の対象となる対象事業者又は対象事業活動支援団体及び当該対象事業活動支援の内容の決定

三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

2 委員会は、前項第二号に掲げる決定を行おうとするときは、あらかじめ、農林漁業者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

3 委員会は、第二十一条第一項第一号に規定する支援対象事業者

三 業務の運営が健全に行われ、第二十一条第一項第七号に規定する対象事業活動の推進に寄与することが確実にあると認められること。

2 (略)

(権限)

第十五条 (略)

〔新設〕

一 第二十三条第一項の対象事業活動支援の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容の決定

二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

〔新設〕

〔新設〕

及び同項第二号に規定する支援対象事業活動支援団体の事業活動の状況の適切な評価を行い、その結果を第一項各号に掲げる決定に反映させるものとする。

4 委員会は、第一項第一号から第三号までに掲げる決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

(組織)

第十六条 (略)

2 (略)

3 委員には、農業、林業又は漁業に関して専門的な知識と経験を有する者が含まれるものとしなければならない。

4 9 (略)

(運営)

第十七条 委員会は、委員長(委員長に事故があるときは、前条第九項に規定する委員長の職務を代理する者。次項及び第三項において同じ。)が招集する。

2 10 (略)

第二十一条 (略)

「支援対象事業者」農林漁業者が主体となつて、農林水産物、

2 委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

(組織)

第十六条 (略)

2 (略)

〔新設〕

3 8 (略)

(運営)

第十七条 委員会は、委員長(委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。次項及び第三項において同じ。)が招集する。

2 10 (略)

第二十一条 (略)

「対象事業者」第二十三条第一項の規定により支援の対象とな

農林漁業の生産活動又は農山漁村の特色を生かしつつ、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓、新たな販売の方式の導入若しくは販売の方式の改善、新役務の開発、提供若しくは需要の開拓又は農山漁村における再生可能エネルギーの開発、供給若しくは需要の開拓を行うことにより、国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動（以下「対象事業活動」という。）を行う事業者であつて、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第五条第一項の認定を受けたもの（以下「対象事業者」という。）のうち第二十三条第一項の規定により支援の対象となつたものをいう。以下同じ。）に対する出資

「 支援対象事業活動支援団体（対象事業者に対し資金供給その他の支援を行う団体）（以下「対象事業活動支援団体」という。）のうち第二十三条第一項の規定により支援の対象となつたものをいう。以下同じ。）に対する出資

三 支援対象事業活動支援団体に対する基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出

四 支援対象事業者に対する資金の貸付け

五 支援対象事業者が発行する有価証券（金融商品取引法（昭和

つた事業者）（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によつて成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であつてこれらの組合に類似するものを含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対する出資

〔新設〕

「 対象事業者に対する基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出

三 対象事業者に対する資金の貸付け

四 対象事業者が発行する有価証券（金融商品取引法（昭和二十

二十三年法律第二十五号) 第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下この号及び第十一号において同じ。) 及び支援対象事業者が保有する有価証券の取得

六 支援対象事業者に対する金銭債権及び支援対象事業者が保有する金銭債権の取得

七 支援対象事業者の発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。)及び資金の借入れに係る債務の保証

八 第二号の資金供給その他の支援に関し、契約内容の適正化その他の当該資金供給その他の支援の対象となつた対象事業者の保護を図り、及び我が国農林漁業の安定的な成長発展の見地に立つた対象事業活動支援(次条第一項に規定する対象事業活動支援をいう。)を行うため必要な支援対象事業活動支援団体に對する指導、勧告その他の措置

九 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する専門家の派遣

三年法律第二十五号) 第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下この号及び第九号において同じ。) 及び対象事業者が保有する有価証券の取得

五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得

六 対象事業者の発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。)及び資金の借入れに係る債務の保証

〔新設〕

七 対象事業活動(農林漁業者が、農林水産物又は農林漁業の生産活動の特色を生かしつつ、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓、新たな販売の方式の導入若しくは販売の方式の改善又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行うことにより、国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動及び当該事業活動に対し資金供給その他の支援を行う事業活動をいう。以

十〇十三（略）

十四 対象事業活動及び対象事業者に対し資金供給その他の支援を行う事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供

十五・十六（略）

2 機構は、前項第十六号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

第二十二條 農林水産大臣は、機構が対象事業活動及び対象事業者に対し資金供給その他の支援を行う事業活動の支援（前条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「対象事業活動支援」という。）の対象となる対象事業者又は対象事業活動支援団体及び当該対象事業活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（以下この条及び次条第一項において「支援基準」という。）を定めるものとする。

2 支援基準は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

「 対象事業者の意思決定における農林漁業者の主導性の確保に関する事項」

「 農林漁業の安定的な成長発展を図るために必要な対象事業活動支援団体の選定及び監督に関する事項」

（同じ。）を行い、又は行おうとする事業者に対する専門家の派遣

八〇十一（略）

十二 対象事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供

十三・十四（略）

2 機構は、前項第十四号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

第二十二條 農林水産大臣は、機構が対象事業活動の支援（前条第一項第一号から第六号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「対象事業活動支援」という。）の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（以下この条及び次条第一項において「支援基準」という。）を定めるものとする。

〔新設〕

3| 支援基準は、次に掲げる事項に配慮して定められなければならない。
ない。

「多様な農林漁業者により、及びその連携の下に担われている地域の農林漁業の健全な発展に資するものとする」こと。

「農林漁業者の所得の確保及び農山漁村における雇用機会の創出その他農山漁村の活性化に資するものとする」こと。

「対象事業者に対する資金供給その他の支援が農林漁業者その他の関係者の意向を尊重したものであることとする」こと。

4| 農林水産大臣は、支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、農林漁業者、農林漁業に関する団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5| 6| (略)

(支援決定)

第二十三条 機構は、対象事業活動支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象となる対象事業者又は対象事業活動支援団体及び当該対象事業活動支援の内容を決定しなければならない。
い。

2 機構は、対象事業活動支援をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。
い。

2| 支援基準は、農山漁村における雇用機会の創出その他農山漁村の活性化に資するよう配慮されたものでなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

3| 4| (略)

(支援決定)

第二十三条 機構は、対象事業活動支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定しなければならない。

2 機構は、対象事業活動支援をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の認可の申請があつたときは、遅滞なく、その内容を事業所管大臣に通知するとともに、農林漁業者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

4 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該対象事業者又は対象事業活動支援団体の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べることができる。

(支援決定の撤回)

第二十四条 (略)

一 支援対象事業者が対象事業活動を行わないとき。

二 支援対象事業活動支援団体が対象事業者に対し資金供給その他の支援を行わないとき。

三 支援対象事業者又は支援対象事業活動支援団体が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、支援対象事業者又は支援対象事業活動支援団体に対し、その旨を通知しなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を事業所管大臣に通知するものとする。

4 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該事業者の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、第二項の期間内に、機構に対して意見を述べることができる。

(支援決定の撤回)

第二十四条 (略)

一 対象事業者が対象事業活動を行わないとき。

〔新設〕

二 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

(株式等の譲渡その他の処分等)

第二十五条 機構は、その保有する支援対象事業者又は支援対象事業活動支援団体に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 機構は、経済情勢、支援対象事業者又は支援対象事業活動支援団体の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、平成四十五年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

3 (略)

第五章 国の援助等

(国の援助等)

第二十六条 農林水産大臣及び国の行政機関の長は、機構並びに支援対象事業者及び支援対象事業活動支援団体に対し、これらの者の行う事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、農林水産大臣及び国の行政機関の長は、機構並びに支援対象事業者及び支援対象事業活動支援団体の行う事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(株式等の譲渡その他の処分等)

第二十五条 機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、農林水産大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、平成四十五年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

3 (略)

第五章 国の援助等

第二十六条 農林水産大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者に対し、これらの者の行う事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、農林水産大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(財政上の措置等)

第二十七条 国は、対象事業活動支援その他の対象事業活動の円滑かつ確実な実施に寄与する事業を促進するために必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第六章 財務及び会計

第二十八条、第三十三条 (略)

第七章 監督

第三十四条 (略)

(財務大臣との協議)

第三十五条 農林水産大臣は、第八条第二項、第二十条、第二十一条第二項、第二十八条第一項、第二十九条、第三十二条第一項又は第三十八条の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第三十六条 (略)

[新設]

第六章 財務及び会計

第二十七条、第三十二条 (略)

第七章 監督

第三十三条 (略)

(財務大臣との協議)

第三十四条 農林水産大臣は、第八条第二項、第二十条、第二十一条第二項、第二十七条第一項、第二十八条、第三十一条第一項又は第三十七条の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第三十五条 (略)

第八章 解散等

第三十七条・第三十八条 (略)

第九章 雑則

(報告の徴収等)

第三十九条 農林水産大臣は、機構の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2) 農林水産大臣は、機構の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときその他この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、支援対象事業活動支援団体に対して機構の業務の状況に関し参考となるべき報告をさせ、又はその職員に、支援対象事業活動支援団体の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、機構の業務の状況に関し参考となるべき業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3) 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4) 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査の

第八章 解散等

第三十六条・第三十七条 (略)

第九章 雑則

(報告の徴収等)

第三十八条 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

〔新設〕

2) 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3) 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認め

ために認められたものと解してはならない。

5) 支援対象事業活動支援団体は、正当な理由があるときは、第二項の規定による報告又は立入検査を拒むことができる。

〔地方公共団体等の支援〕

第四十条 地方公共団体及び農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業者を直接又は間接の構成員とする団体は、対象事業活動の円滑かつ確実な実施が図られるよう、対象事業者及び対象事業活動支援団体に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

〔関係者相互の連携及び協力〕

第四十一条 地方公共団体、機構及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）（第五条に規定する承認会社その他の関係者は、対象事業活動の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。）

第十章 罰則

第四十二条・第四十三条（略）

られたものと解してはならない。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第十章 罰則

第三十九条・第四十条（略）

第四十四条 第四十二条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 (略)

第四十五条 (略)

第四十六条 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 第三十九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 (略)

一 四 (略)

五 第二十三条第二項又は第二十五条第一項の規定に違反して、農林水産大臣の認可を受けなかったとき。

第四十一条 第三十九条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 (略)

第四十二条 (略)

第四十三条 第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

〔新設〕

第四十四条 (略)

一 四 (略)

五 第二十三条第二項又は第二十五条第一項の規定に違反して、農林水産大臣に通知をしなかったとき。

六 第二十八条第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

七 第三十条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

八 第三十二条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

九 第三十四条第二項の規定による命令に違反したとき。

第四十九条 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第二十八条第一項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「

六 第二十七条第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

七 第二十九条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

八 第三十一条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

九 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

第四十五条 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第 号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

第三条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第二十七条第一項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「

その成立後遅滞なく」とする。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

〔削除〕

その成立後遅滞なく」とする。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

〔郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正〕

第七条 郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条のうち租税特別措置法第八十四条の六第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする改正規定中「とする」を「とし、同条第五項を同条第四項とする」に改める。